

規制・制度改革に関する分科会 第1ワーキンググループ (復旧・復興／日本再生) (第1回) 議事概要

1. 日時：平成23年12月13日(火) 14:59～16:26

2. 場所：永田町合同庁舎7階特別会議室

3. 出席者：

(委員) 大室康一(分科会構成員)、川本裕子(分科会構成員)、深谷卓司

(外務省) 経済局経済連携課 林課長、国際経済課欧州連合経済室 児玉室長

(経済産業省) 通商政策局通商機構部 西脇通商交渉調整官

(内閣官房) 東日本大震災復興対策本部事務局 青木参事官

(事務局) 宮本行政刷新会議事務局次長、高島参事官、小村参事官

4. 議題：

(1) 開会

(2) 今後の進め方について

(3) 外務省からのヒアリング

(4) 経済産業省からのヒアリング

(5) 内閣官房東日本大震災復興対策本部事務局からのヒアリング

(6) 意見交換

(7) 閉会

5. 議事概要

○小村参事官 それでは時間になりましたので、規制・制度改革に関する分科会第1ワーキンググループを開催いたします。

皆様方には年末に差しかかる非常にお忙しい時期に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。本ワーキンググループの事務局を務めます、規制・制度改革担当事務局参事官の小村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ちょっと状況を申し上げますと、先日の規制・制度改革に関する分科会、このワーキンググループのいわば上部の機関に当たりますが、こちらにおきましてワーキンググループの設置をお認めいただき、第1ワーキンググループについては、主に復旧・復興／日本再生を担当することになりました。構成員といたしましては、分科会委員から主に担当いただく方として、三井不動産株式会社特別顧問の大室康一さん、早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授の川本裕子さんに加え、当該ワーキンググループのいわば専門の委員の方といたしまして、早稲田大学政治経済学術院教授の深川由起子さん、社団法人日本貿易会市場委員会主幹／三井物産株式会社経営企画部業務室室長の深谷卓司さん、株式会社みずほコーポレート銀行執行役員産業調査部長の山田大介さんの5名の方に委員をお願い

いすることといたしました。

なお、本日は所用により深川委員と山田委員は御欠席となっております。

会議の主査というのは特に定めませんが、進行役を分科会委員であり分科会の会長代理でございます大室委員にお願いしたいと思いますが、皆様御異存等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○小村参事官 それでは、本日は初回でございますので各委員の皆様から一言御挨拶をいただきたいと思っております。最初に大室委員から御挨拶をいただきまして、その後、川本委員、深谷委員の順番で御挨拶をお願いできればと思っております。よろしくお願ひいたします。

○大室委員 大室でございます。年齢が一番上ということで、主査は定めませんが進行役を仰せつかったと思っております。私は長年、三井不動産で開発とかの業務に長年従事していた関係もあり、この復興・復旧／日本再生ワーキンググループに参加させていただきました。

我々が分科会、あるいはワーキンググループの中でできる範囲は、かなり限られていますが、何とかこの復旧・復興／日本再生につなげられるような答申を出せるようにみんなで議論をし、まとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○川本委員 早稲田大学の川本裕子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

規制改革は、もうずいぶん長い間いろいろなところでやらせていただいているのですが、なかなか果実が得られない分野だなというふうに思っております。私が言うのも恐縮ですが、役所の方たちも皆さん、日本のために何ができるかという公務員になられたときに考えられた初志をもう一度思い起こしていただいて、何らかの形でこのワーキンググループで少しでも前進ができればと思っております。微力を私も尽くしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○深谷委員 皆様、初めまして。三井物産の深谷でございます。私は、三井物産に勤務しておりますが、今回は日本貿易会という立場で参加をさせていただきます。

こういう場は全く初めてで、非常に素人発言が多いかと思っておりますが、私は会社生活 25年のうち半分が海外、もう半分が国内、直近5年が業務畑ということで、いろいろなことをやってきました。こうした経歴があつての御指名だということでございますので、民の声の一つとして次の世代につなげられるお役に立てれるような、思っている意見をこの場に出させていただいて、皆さんの議論の活性化につなげられればと思っております。微力ではございますが尽力いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○大室委員 ありがとうございます。それでは議事に入る前に一点だけ確認をさせていただきます。

本ワーキンググループにおいては、議事概要を公開することになっておりますので、御了解をいただきたいと思っております。

それでは、お手元に配られておりますが、議題2の「今後の進め方について」に入りたいと思っております。

先日(12月6日)、「規制・制度改革に関する分科会」において取りまとめられました「第1ワーキンググループの当面の進め方」を中心に、事務局の小村参事官より御説明をお願いしたいと思います。

○小村参事官 御説明いたします。資料の方、ちょっと立て込みますけれども、資料1～4と、資料の8、あとは参考資料の1～5まで付いておりますが、それらをまとめて私の方から御説明をさせていただきます。

まずは冒頭にも少しここまでの経緯ということで申しましたが、参考資料1、2、3というのがいわば上位の機関に当たります、分科会での議論の結果として決定されたものを添付させてもらっています。

参考資料1が9月15日に分科会そのものを設置して、今、「第3クール」とこの期の活動と呼んでいますが、それについての活動を開始したときの決定文書。

参考資料2が11月8日に分科会、その第3クールの進め方としてどういった分野にどういった手法でやって行くかということをお決めいただいたもの。2番目の「具体的な進め方」の①というのが当第1ワーキンググループでございまして、「復旧・復興／日本再生」ということでこれら4つ掲げさせていただいております内容を中心に進めていくということとさせていただいております。

参考資料3が、具体的に11月8日のお話を受けまして、分科会にてワーキンググループの設置、これを決めたものであります。本日は大室委員と川本委員と御参加いただいておりますが、分科会の構成員はいずれのワーキンググループにも参加できるという旨の規定が「4.」にございまして、適宜分科会の委員の方にも日程が許す限り御参加いただくということとなっております。

それを踏まえまして資料1に戻っていただきまして、この資料1につきましては12月6日でございますが、規制・制度改革に関する分科会におきまして、当面の進め方を御確認いただいた資料ということになります。大きくこのワーキンググループで取り上げていただきたい分野としまして、経済連携関連のものと、復旧・復興関連のものと、日本再生関連のものとございます。

経済連携関連のものにつきましては、EU等からの規制改革等に関する要望のうち、日本再生に資する事項を取り扱うということで、関係者からヒアリングを実施して、分野及び事項を選定する。これはいささか今までとやり方が違う分野でございますので、手法も含めてヒアリングをしながら御議論いただいで進めてまいりたいという部分でございます。

復旧・復興関連につきましては、政府内で東日本大震災復興対策本部という組織がございまして、こちらで特区を中心に被災地における規制改革について対応するということとなります。我が方とすればその外側から、税関、出入国管理、検疫、物流、防災等の観点からヒト・モノ・カネの動きを加速させることを中心に、既定の改革事項、また新たに必要な規制改革事項について取り扱っていきたいということでございます。

(3)の日本再生につきましては、「日本再生の基本戦略」というのを今、国家戦略会議

等で御議論いただいておりますので、そういったものとの連携を図りつつ、必要な規制・制度改革事項を取り組んでいきたいということでございます。

資料2につきましては構成員ということで名簿になってございます。これは割愛させていただきます。

資料3ということで、「第1WGの今後の進め方(案)」ということで、1枚、スケジュールの図になったものを記載させてもらっています。当面の動きとしまして、まずスタートとして今日、外務省さん、経済産業省さんにお越しいただいておりますが、経済連携関連から進めていきたいと思っています。EU等からの規制改革等に関する要望、例えばということでこちらで分野を書かせてもらっております。自動車、食品、電子機器、医薬品、化学品、医療機器等に関する非関税措置への対応等、それを国内改革として進めていくということになります。そのうち日本再生に資する事項等を取り扱うということでございます。見直しに当たっては、国際基準との整合性、規制と自己責任のバランス等の観点を踏まえるということとなります。

2番目、復旧・復興関連。3番目、日本再生関連ということで、いずれも下の方の会合のスケジュールを御覧いただきますと、まずは関係者ヒアリングから始めていきたいと思っております。経済連携、復旧・復興関連、今日、それぞれ関係省からお話しいただくということからスタートさせていただきます。

2番目の復旧・復興につきましては、フォローアップ、これまでの取組について今、関係省にお願いをしまして、1月上旬で既存の取組がどこまで進んでいるかというフォローアップを出していただくように要請をしております。

また、「国民の声」という、秋に私どもが事業者さんや個人の方、広く国民の方から規制改革要望について承っておりますので、そういったものへ府省照会をかけるというのも今後の動きとしてございまして、これらが1月に整理をして、2月、3月ということで関係者のヒアリングと並行しながら整理をしていきたいということでもあります。

日本再生につきましては、今、まさしく関係部局で動いておるところでございますので、これらの動向を注視しつつ、分野等がある程度絞り込んで連携を取っていきたいというのが現段階の事務局としての考えでございますので、これらについても関係部局とのヒアリング、関係者のヒアリングを経まして、分野項目、あと進め方そのものも議論させていただきたいということでございます。

資料4というものがございます。これと対応しますのが参考資料の4でございまして、「包括的経済連携に関する基本方針」というのが平成22年11月9日の閣議決定でございまして、「規制制度改革」というのが一番後ろのページの(3)でございまして、「国を開き、海外の優れた経営資源を取り込むことにより国内の成長力を高めていくと同時に、経済連携の積極的展開を可能にするとの視点に立ち、非関税障壁を撤廃する観点から、行政刷新会議の下で平成23年3月までに具体的方針を決定する」と、こういう前年度の取組がございまして、これらを受けて規制改革として、当分科会で実施しております規制改革の内容

が資料4ということでございます。医療の関係、あと酒類免許の関係、自動車の関連、食品添加物の関係とそれぞれ閣議決定に至っております内容を記載させていただいておりますので御覧ください。

足早で大変恐縮ですが、少し飛びますが資料の8といたしますが、今までに閣議決定された事項で、先ほどの関税、出入国管理、検疫等で、我が方で進めていきますと言いましたが、そういった分野、ここでは物流・運輸分野と書いておりますが、そういったヒト・モノ・カネの動きを加速させるべく規制改革として閣議決定した事項、既決のものでございます。

左にあります改革の方向性につきましては、これは閣議決定ではございませんが、これらの方向性の下、分科会で議論いただき22年6月18日、23年4月8日、23年7月22日の3回にわたってこれら記載の項目について閣議決定をいただいております。

あと、参考資料の5、これは本当に参考ということになりますが、これらの第2クールと第3クールの間で、東日本大震災に関連した規制緩和というのを取り組んでおります。お手元の資料、大量な資料で200項目を超える資料になっておりますが、例えば地震の際に免許を紛失された方の再発行の要件緩和ですとか、例えば地域でいろいろな事業者さんが共同して事業再生を行う際に、独占禁止法の適用を外すといったこととか、最初の被災時からある程度事業として動き出すころまで、大体期間にしますと被災直後から夏頃までの動きの中で、我が方として取り組めること、あと各府省に取り組んでいただいたことを記載してお伝えするという観点から、一元的に内閣府においてホームページ掲載等しております。そういった中身でございますので、幾らか今後の復旧・復興関連のものとも関連する関係から参考資料として今回付けさせていただきます。

以上でございます。

○大室委員 ありがとうございます。ただいまの説明やお手元でございます資料、参考資料について御意見ございましたらお願いいたします。

ないようでしたら続いてまいります。この参考資料、もう少し早く事前に送っていただけませんか。今日もらったので、正直言って全然読む時間がなくてぶっつけ本番になってしまう。効率的に議論を進めるためにも1日ぐらい間を置くぐらいでほしいのですが。

○小村参事官 分かりました。以後、日程の確定とともに事前にやりたいと思います。申し訳ございません。

○大室委員 お願いいたします。

では、引き続きまして議題3の「外務省からのヒアリング」及び議題4の「経済産業省からのヒアリング」に移らせていただきます。

本年11月8日の規制・制度改革に関する分科会において決定された「規制・制度改革に関する分科会（第3クール）の進め方」において「EU等との経済連携を通じた日本再生に資する観点から、貿易及び国際投資の促進に向けた規制・制度の見直しを検討する」こととされております。その観点から、本日は外務省及び経済産業省の担当者にお越しいた

だき、諸外国との経済連携の状況、諸外国からの規制改革等に関する要望、諸外国との経済連携における非関税措置の状況等について説明していただき、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、まず外務省から説明をお願いいたします。本日は外務省経済局経済連携課の林課長及び国際経済課欧州連合経済室の兒玉室長にお越しいただいております。よろしくお願いいたします。

○外務省（林課長） 外務省経済局経済連携課の林と申します。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

私の方から私自身の担当でございます経済連携あるいは自由貿易協定一般の話等をさせていただきます、その後、兒玉の方からEUとの経済の連携を中心に話をさせていただきますと思います。

最初に先ほどこちよっと御紹介があった後ろの方、参考資料4の「包括的経済連携に関する基本方針」という資料を御覧いただければと思います。

もう既に御存じの方も多いと思いますが、経済連携の基本を語る上で一番根本になるのが参考資料の4でございます。こちらの今年の11月9日に菅内閣の下で閣議決定をいたしまして、経済連携、いわゆるEPAとかFTAを進めるときの政府全体の方針を定めたものでございます。その背景を幾つかかいつまんで申し上げますと、1つは今まで自由貿易についてはWTOを中心にやってまいりましたけれども、そこが各国の対立もあってなかなか交渉の見通しが不透明であるといった中で、各国が自由貿易協定をいろいろ強化してきているという背景がございます。その上で更に先ほど言及ございましたが、我が国の経済成長のためには、特に市場として成長が期待できるアジアの市場を取り込んでいくといった観点から、こうした基本方針というものを定めたところでございます。

1枚おめくりいただきまして、2の方を御覧いただければと思います。そちらの方に「包括的経済連携強化に向けての具体的取組」というのがございます。特にポイントは2つございまして、1つは、そうしたアジアを中心とした主要市場との経済連携、自由貿易協定といったものをやっていこうということと、もう一つは、我々、「高いレベルの経済連携」と申し上げておりますが、いわゆる関税の自由化、あるいは市場の自由化といった観点から、レベルが高い経済連携を目指していく、この2点を基本方針として決めまして、そこにございますような例えば日韓のEPAですとか、あるいは日中韓FTAといったことと同時に、最近話題になっておりますTPP、更には次のページの方の「2」の「(2)」を御覧いただければと思いますが、まさにEUとの交渉にも早期に入るといった方針を決めたわけでございます。

特に規制・制度改革との関係では「3」にございますように、高いレベルの経済連携の強化をしていく上では農業、人の移動とともに、規制・制度改革の分野において、適切な国内改革を先行的に推進することが必要であるという認識の下、先ほど御紹介がございましたこの資料の最後にございます「(3)」の規制・制度改革というのを行政刷新会議の下

で進めていっていただいたという認識でございます。

他方、経済連携と申しますのは、いまだT P Pの話も含めましていろいろ進んでいるところでございますので、引き続きこうした国内改革についても我々としてはお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

そういった全般的な枠組みを頭に置いていただいた上で、私どもが今、配付させていただいた資料の方へ戻らせていただければと思います。

外務省から4枚ほど資料を配らせていただいておりますが、1つがE P A / F T A交渉等の現状という線表のような資料をお配りしてございます。実際に今、どういったところと経済連携あるいは自由貿易協定の交渉が進んでいるかというのをこの表でざっと振り返っていただければと思います。まずE P A / F T Aの交渉をする際には、日本の場合は多くの場合、まず準備段階として共同研究というのを行うことが多くございます。ここで言いますと、日中韓ですとかモンゴルのところを御覧いただきますと、「共同研究」という斜線の網がかかった矢印があると思いますが、これは交渉に実際に入る前に、どんな問題点がありますか、両国間でどんな経済のメリットがありますかというのを研究する、多くの場合、民間企業の方にも入っていただきながらやっているものでございます。それが終わりますと、交渉に入るか入らないかという判断がございまして、入る場合には交渉が実際に始まるということでございます。

現在、交渉が行われておりますのに、韓国、G C C、豪州というのがございます。G C Cと申しますのは、いわゆる湾岸諸国でございますけれども、※のところは国の名前等が入ってございます。ただ、最初の韓国とG C Cはそれぞれちょっと事情がございまして、交渉が実際は中断しているという状況でございます。

更にその下に参りますと、大きいところだと日中韓というのがございまして、この日中韓共同研究の最終段階の会合を今週やっております。共同研究を今週終えまして、来年、交渉入りするかどうかという判断をしていくという段階に今、至っているところでございます。

それからモンゴルの方は、もう既に共同研究は終了しておりますので、あとは交渉入りするかどうかということ合意をするというところまで来ております。

E Uにつきましては、また御説明を別途させていただきますが、これも今、いわゆるスコーピング作業といいますか、事前の交渉前の作業を加速しているところでございます。

それから更に大きいところでまいりますと、カナダも実は共同研究が最終段階に今、来てございまして、これも来年早々にも共同研究を終了させる方向で調整しているということでございます。

それから実はここに入っていないのですが、最近話題になっているT P Pにつきましては、A P E Cの前に総理の方から参加に向けて関係国との協議に入るということになってございまして、T P P自体はもう交渉が既に9か国の間で進んでおります。そこに日本が入るかどうかという検討をしているというところでございまして、これにつきましてもいろ

いろ報道等でお話をお聞きになられているかと思えます。来年、このようないろいろな交渉に入っていくということになるかと思っております。

これが全体の状況でございまして、1枚おめくりいただくと下になぜ特に最近日本がこうしたF T A自由貿易とか経済連携について騒がれているかということの御説明の紙でございまして。左側の青いところと緑のところを見ていただくと分かりますが、日本の場合、緑のところを御覧いただくと分かりますが、主要貿易相手国の中で、日本がF T Aでカバーしている貿易の割合というのは、17.6%でございまして。韓国、中国、米国等を見ていただきますと分かりますように、韓国、米国などは基本的に日本の倍ぐらい、大体3分の1以上をE P A / F T Aで自分たちの貿易額をカバーしています。

E Uは76.4%なのですが、これは域内を含んでおりまして、E Uの域外で行きますと、右の上の方に※3と書いてあるところを御覧いただければ分かりますが、30%ぐらいのカバー率になってございまして。

いずれにいたしましても、アメリカ、E Uあるいは韓国との比較においては、日本の自由貿易協定でカバーしている割合というのは遅れていると言いますか、まだまだ不十分だということと言えるのではないかと思います。そうした背景も踏まえまして、先ほど御紹介したような基本方針を昨年定めまして、積極的に経済連携を進めているといったところでございまして。

最後の1枚おめくりいただきまして3ページ目ですが、自由貿易、経済連携の中では関税の削減というのが非常に大きなポイントではあるのですが、最近には特に関税以外の面でも市場の開放、あるいは規制の調和といったことが求められているところがございまして。

E Uについては次の紙の方で御説明いたしますけれども、そこにございましては、アメリカ、中国、韓国等がどんな規制制度の改革の要望があるかというのを羅列させていただいたところでございまして。アメリカにつきましては、経済調和对話といった2国間の経済対話。それから中国につきましても、経済ハイレベル対話といったものがございまして。それから韓国につきましても先ほど申し上げたように、E P A / F T Aの交渉をしておりますが、今、中断をしておりますが、再開に向けていろいろ協議をしているといったところなんです。そうしたいろいろな対話あるいは協議の中でどんな要望が出ているかというのをそこに書いてございまして。範囲は様々でございまして、実際にこれにからむE P A / F T Aに全てが入ってくるわけではございませんが、要望事項としては頭に置いていただければと思っております。

こうした内容は、実際にE P A / F T Aの中では、もちろん、市場の開放といいますか、例えばサービスの貿易についてこういうところを開放してくださいとか、あるいは我々が行っている植物検疫、動物検疫の分野などにおきましても要望があったりとかいうことで、自由貿易協定、経済連携協定の中で、様々な分野でこうした点が扱われることがございまして。

以上、私の方から簡単にE P A / F T Aの全体像と、規制改革との関係について御説明

しましたが、次はEUの関係をお願いします。

○外務省（兒玉室長） 同じく外務省経済局欧州連合経済室長の兒玉と申します。EUの経済を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

経済連携全体の動きに付け加えまして、特にEUにつきまして若干掘り下げて説明したいと思います。

資料の「日EU・EPA（概要）」をご参照ください。まず、我が国がなぜEUとEPA／FTAを締結するべきかということですが、EUは巨大市場であり、アメリカを上回るGDP、人口を有すると同時に、先進経済圏であります。特に先進経済圏という意味は、我が国と同様に先端産業や新たな分野に取り組み、また、高齢化社会という意味でも日本と共通の状況にあります。EUと経済の連携を深めていくということが、日本にとって大変な利益になるということがあると思われまます。産業界の方々からは、かねてからEUとの経済連携を進めるということについて大変な御支持を頂いております。

これは1つには、日本が得意とします、いわゆる製造業分野でのEUにおける関税を削減、撤廃に向けて努力するということと同時に、本日はビジネスに長年携わっている委員の方々もいらっしゃると思いますが、EUにおきまして日本の企業活動、ビジネス活動をより円滑にするということをいろいろな面で御要望いただいておりますので、それを受けて進めていくということだと思っております。

資料にEU韓FTA、EUと韓国の自由貿易協定が既に発効済みであるということを書かせていただいておりますが、韓国も同様の形で製造業の輸出先としてのEU、あるいは韓国のビジネス活動を円滑にするということから、先行する形でFTA、自由貿易協定を結んでおります。一言付け加えますと、韓国はこのFTAの締結と同時にまさに日本で行われていると同様の国内の改革、規制・制度改革、あるいは国際基準との整合性の確保といったことに取り組んでいるということがございますので、日本と同じような路線で取り組んできている面があるかと思っております。

現在の交渉の状況についてですが、先ほど林課長から申し上げましたとおり、一言で言いますと、交渉の立ち上げに向けて最終的な調整を行っているというのが現在の状況でございます。「スコーピング」という言葉がございますが、現在行っておりますのがスコーピング作業でございます。ここに書いておりますように、実際に始まりました交渉におきましてどのような範囲と、あるいはどのくらいのレベルを目標とするかということを確認する作業を行っております。

これと同時に「2. 現状と論点」の2番目でございますが、長年EUから要請を頂いております非関税措置、これは規制や基準といった問題でございますが、こういった点について日本側の取組を示すという作業を行っております。この2つが現在、最終調整中で行われているものでございます。

この非関税措置について、我が国で本ワーキンググループで行われております日本の規制改革、あるいは制度改革ということにつなげた形で進めていただければと思っております。

す。それはEUから要請を受けたためというだけでは全くございませんでして、EUから色々と指摘を受けていることは、ある意味ではアドバイスとして我が国として耳を傾けるべき点があるかと思えます。

したがって、全て自動的にそれを聴くということではなく、やはり我が国の経済の再生、復興あるいは再活性化といったことにつながるという観点から、取捨選択した上で聴くべきものを聴いて取り組んでいただくということが非常にいいのではないかと考えております。

特にEUという国は先ほど申し上げましたが、ある意味では先進産業国として、日本に対していろいろな知見、いろいろな経験から意見を言う、問題提起してきております。かつ、ある意味では外から言われないと分からない点というのものもあるかと思えます。あるいは外から入る人は一からビジネスを始めるわけですから、そこで気が付かれる非常に難しい点は、日本におきまして新たに企業家の方々が新しいビジネスを始める際の1つの参考になるかと思えます。

こういった点から、EU自身とも我々いろいろな協議をしておりますが、日本と共によく考え、かつ日本と共に国際的な基準、国際的に受け入れられる規制というものを一緒に考えていきたい、いわゆる国際基準化の努力を日本としたいということもあり得ると思われまので、先ほど申し上げましたように、EUの巨大市場とその影響力、また、先進産業国、あるいは高齢化社会として日本より先に向かっておりますEUとの協力を行う、そういった観点からも、規制や基準の取組ということを考えられるかと思っております。

EUの知見ということで一言付け加えますと、EUというのはそもそもEU自身がいろいろな国が集まってできておりまして、関税同盟と言われるものを作ってきているので、いわば早い段階でEUの経済統合の中で、域内の関税というのは基本的になくしております、ゼロにしております。

したがって、その次の課題として出てきましたのは、当然各国別々の規制や基準というものが貿易、あるいは人の流れ等々にどのような影響を及ぼすかということと彼ら自身の問題として戦後ずっと取り組んできております。ですから、彼ら自身がある意味では苦闘の歴史を経ていると言えらると思うのですが、このような経験や努力、悩みというのは、我々に非常に参考になると思えます。したがって是非ともこういうEUの経験というものを聴きつつ、かつ、我が国の経済社会の活性化のためになるという観点から、聴くべきものは聴いて取り組んでいただければということを考えております。

時間がございませんので、EUが言っておりますポイントを申し上げますと、EUがよく言いますのは、国際基準との整合性、これはEU自身がEUの加盟国に同じような基準を採用するというのを推進してきているのですが、その際に、国際的な基準、国際機関、あるいはその他国際的ないろいろな団体が採用しておりますような基準をなるべく採用するというのを、EU自身も自らやってきております。

ですので、こういったことをEUから指摘を受けることが多々あると思われまますが、我

が国もこれを聴いていく、これが日本市場の国際化、日本製品の国際的な展開ということにも資するかと思われまます。

また、EUがよく言っておりますのは、今回のワーキンググループにもあるいは分科会の方の御方針にもありますが、自己責任の拡大。すなわちポイントとして、技術革新、新たな産業分野、新たな技術を利用した産業振興を行っていく場合に、規制を新しい時代に合わせていくということがあり、1つのやり方として、この自己責任に基づくアプローチがございます。ある規制に整合的かどうかを、まずはメーカーの方あるいは販売する方々の責任においてこれを確認して、これを尊重しつつ、しかしながら不具合がある場合には、そこは強く取り締まるということをしてEUが進めております。事後規制の拡大、事後的な罰則の強化、同時に細かい基準を立てるよりは「性能基準」ということで、ある規制の対象が細かく製品あるいは内容について書くよりは、こういう性能を持っておるということを確保すべしという形の基準に移行していると言われております。こういったことが非常に参考になると思われまます。

最後に、もう一つ彼らがよく言いますのは、なるべく規制の登録、認証といったことが簡易に、あるいは事前によく分かるようにということを進めるのがいいのではないかと思います。一つ言われまますのは、もしかすると文化の違いかもしれませんが、日本の登録や認証というのは、大体、対話の形と言いますか、EU側が言うには、ディスカッション、指導や対話や協議や訂正や再検査といったことが非常に往々にしてある。これは実際どうかというのは検証しなければいけないのですが、ある意味では日本側は親切でやっている部分もあるかと思われまます。ただ、実際のEU側の企業、あるいはEU側の関係者からしますと、例えばヨーロッパではそういったことはもうインターネットでやっております。インターネットのフォーマットを見れば、映画のチケットを取るみたいにプログラムができておまして、それを打ち込めば登録ができる。問題があればまたそこで変えてくると、こういったことをヨーロッパでは進めてきていると。このようになるべく簡便に手間や時間がかからない形で、かつ同じ規制登録の目標を果たすような、こういった形の透明性、ルール化、簡易化ということと思われまます。こういったことは是非とも勘案していただくようお願いしたいと思われまます。このようなことが参考になるかと思われまます。今後とも細かいところは事務局の方から話があると思われまますので、どうぞよろしくお願いいたしまます。

以上でございます。

○大室委員 ありがとうございます。

ではただいまの御説明に対して御質問、深谷さんはありますか。

○深谷委員 少し頭の整理をしてから改めて質問させていただきます。

○大室委員 それでしたら、またこれをお読みいただいて、次回にお願いいたします。

○川本委員 いいですか。おっしゃることはおっしゃるとおりで、何の反論もないということだと思われまます。自由貿易がビジネスにも消費者にも益することは当たり前で、た

だ御説明はとても大枠でハイレベルで、やや抽象度が高かったかなと思います。、最後3つ言っていたのですけれども、実質的にどんな規制が国際基準との整合性を合わせるために品目に上がっているかとか、どこの省庁のどういう登録が問題なのかとか、その辺は進め方としてはどうなのですか。事務局がやってくれるのかしら。ここでその話をしていいのですか。レベル感の問題なのですか。

○小村参事官 幾らか交渉進捗状況などもありますので、そういったものを見極めながら、分野と項目の絞り込みは1月ぐらいにはちょっと整理をしていきますので、今、どれだというのをちょっと言える状況にはない。交渉自体がまだそこまでの熟度に達していないという部分もありますので、順次ちょっと詰めて交渉を横目に見ながら。

○川本委員 レベル感というか、具体的なものは私たちの議論の対象ではないということですか。

○小村参事官 いや、議論の対象になります。

○川本委員 ですね。そうしないとだつて。

○大室委員 対象でしょう、当然。そうしないと進まない。

○川本委員 どんなものがありますか。何か例として挙げていただけるものはありますか。もっとこういうことで規制改革が必要なのだということが、これは議事録も外に公開されるわけですね。抽象的な、大学の講義のようなものを読んでも、みんなそれはそうだというだけの話なのです。だからスキーのビンディングの話なのか、2つでも3つでも若干お話しいただけるとありがたいのですが。

○大室委員 せっかく質問が出ましたのでいいですか。

○外務省（兒玉室長） 細かい案件についてやはりもっと特定する必要があると思われま。EU側からは、先ほど申し上げましたように、いろいろな問題点が提起され、多岐にわたっているのですが、それが本当に我が方として見極める必要、それが本当に適切な指摘かどうかというのは比較検討して行う必要があると思います。一般的にEU企業関係者等がいろいろなところで言っているものに重なる部分もあると思うのですが、例としてはEUが自分の経験として我々に言っていることとして、EUの中でのいろいろな規制の中で、一つ彼らがうまくいったということで、域内の通信の取組でございます。だからと言ってすぐに日本にこれをやるようにと言うのは別の話だと思うのですが、EUから参考にしてほしいと言われておりますのは、もともと携帯電話も含めてですが、電話というのは各国ごとに回線がありまして、それぞれ事業者がいる。ところが、EUの中は地続きでもありますので、旅行する人も多いので、なるべく携帯電話、こういう移動型電話というのをより使えるようにしたいと、EUに住んでいる人からすると、そのような要望があると思います。

この面ではEUは各国ごとに分かれております電話の関係の会社というものを、お互いに1つの携帯電話でなるべく使えるようにということに取り組んできているということがあり、こういった問題を特に日本側に参考にしていただきたいと、それをどういうふうに

やるかというのは、これからになると思いますが、いろいろなところでも公開資料でも言われているところでもあります。

あるいは、EUが言っているかどうかというのに限らないのですが、ここにも例としてEUの企業等が述べておりますのは、医療分野でございます、医薬品、医療機器。これを一般的な話で申し上げますと、大体問題になりますのは、いわゆる認可あるいは登録の対象となるものの範囲、これが国際基準に合致しているかどうか。もう一つは、これも一般的に申し上げますと、一度EU側で検査をしたものを、それをもう一度日本で行うことが必要となるのかどうか。これにつきましては、なるべくEU側で行われましたものが国際基準に従っているのであれば、データ等々そのまま受け入れていただければということ、いろいろな分野で言われております。これはEUに限らず、大体日本について要請がある場合にはこういった検査の状況、これはビジネスをやる方からすると、コスト高になる部分があるかと思えます。

○大室委員 この具体的なことは、また第2クールみたいに個別にやるのでしょうか。

○小村参事官 そうですね。進め方としてはかなり細かな部分もあるので、若干分野ごとに考えるべきか、個別に考えるべきかありますけれども、目下の段階ではもちろん、きっちと項目ごとの課題とか問題点で明らかにさせていただきたいと思えます。

○川本委員 では今日、外務省に来ていただいた位置付けはどういうことですか。

○小村参事官 位置付けそのものは、省庁の進捗状況もありますし、その中でやはり国際基準の整合性をとるということがどういう意味なのか。ある意味で言いますと、ちょっと総論的、抽象的だと言うのはごもっともな面があるのですけれども、そういったところを踏まえていただきたいということで。

○川本委員 すごく大事ですということ認識するということですか。

○大室委員 そういうことですね。

○川本委員 当たり前でしょう。

○深谷委員 そういう状況というのは、商品や産業によっても、あるいは日本側にしてもEU側にしても全く違うと思えますので、こういうお話は総論でやっている限りはどちらにとっても何か違和感があるという説明にはならないと思えます。全てを網羅することはできないと思えますので、代表的な例を挙げて、それこそ今回の復旧・復興のために可及的速やかに時間を短縮しなければいけない分野や項目はどれだということを個別に議論して、それに対しては深く掘り下げる方が、より建設的だと思います。

○大室委員 一応、経産省さん、それから内閣官房さんもお見えになっており、時間も限られておりますので、個別の問題は次回以降のヒアリングを含めてまた御協力をお願いするという形にさせていただきたいと思えます。

経産省さんから、続いて御説明をお願いします。

○経済産業省（西脇通商交渉調整官） 経済産業省通商政策局通商機構部の西脇と申します。よろしくお願ひいたします。座らせて説明させていただきます。

お手元の資料6を基に、既に外務省がしている説明との重複は避けまして簡潔に説明できればと思っております。資料6「EU等とのEPA取組状況」という横書きの資料でございます。

当該資料でございますが、1ページ目は「我が国のEPA取組状況」ということで、これは先ほど外務省からの説明と内容的に同じでございます。

2ページ目ですが、EUのGDP規模など、世界経済に占める重要性でございます。

3ページ目が、「EUは日本にとって重要な貿易・投資パートナー」ということに関し、数字を示させていただくとともに、4ページ目で、EUの最近のFTAの取組状況、例えば最近韓国やカナダといったところと交渉を開始しているということ述べさせていただいております。

そして5ページ目と6ページ目は、日EU・EPAの首脳レベルでの触れられ方について示させていただいております。

最後の7ページが、日本とEUとの間の貿易構造です。EUの対日輸出の約7割が既に無税となっている一方で、日本の対EU輸出の約6割は有税となっており、日本の産業界は欧州側の関税撤廃に主な関心があるが、EU側は日本の非関税措置の撤廃に関心があるという構造になっております。例えば、EUからの対日輸出の図の中の、この医療用器具、HS30とあるのは基本的には医薬品を指しております、無税となっていることもあり、医薬品については、非関税措置にEU側は非常に関心を持っているという背景がうかがえるかと思っております。

この資料、少し先ほどの川本委員の御質問なども踏まえながら少し補足的に説明いたしますと、非関税措置について特に取り上げられているのは、基本的には日EU・EPAであるというふうに思っております。他方でこの日EU・EPAの中でのEU側の要望もまだ様々な機会に動いている、確定していないと理解しておりますので、欧州側が何を考えているかというのは、過去の欧州からの要望を見て考えていく必要がある、述べていく必要があるのかと思っております。

過去、欧州委員会やヨーロッパの産業界は、日本の非関税措置としていわゆる日EU規制改革対応の場とか、日EUビジネスラウンドテーブルの場で、様々な要望を挙げてきております。そういった過去の要望から見れば、先ほど外務省の方からも発言がございましたが、例えば主な要望分野として繰り返し出てきますのは、今も少し申し上げた医薬品、医療機器、通信機器といったところが具体的に挙げられるのではないかと思います。

これも欧州側から過去出てきた例でございますけれども、医薬品に関しては、例えば薬価規制の見直しとか医療機器に関しましては承認期間の短縮化といったところが挙げられております。また、先ほども外務省から話が出ておりましたが、通信機器に関しましてはメーカーによる自己確認制度の対象拡大といったようなところがEU側から繰り返し出てきているということなのではないかと思います。

このような海外からの要望に対する対応でございますけれども、相手国からの要望があ

るから日本の制度改革をするということではない、相手国の制度と日本の制度とが異なる場合に、どちらかがどちらかを一方的に受け入れるということではないと思っております。また、いわゆる国際基準についても、特定の地域の基準を採用した基準なのであれば、そういったものをそのまま受け入れるというものではなくて、日本としてむしろグローバルなハーモナイゼーションを視野に国際提案していくということもあろうかと思っております。

ただ、他方で相手国からの要望もあり、かつ日本国内でも規制改革、イノベーション促進などの観点から、要望が多々出ているものというのがあると思っておりますので、そういったものについては正に保護法益との兼ね合いも吟味しながら、我が国として主体的に議論していくということではないかと思っております。そうしますと、そういう意味ではEUの要望が確定する、ないしは動いているということと必ずしも関わりなく海外からのこれまでの欧州側からの日本に対する規制改革に関する要望と、国内で挙がってきている様々な規制改革要望、こういったものを突き合わせながら検討するというのもひとつの考えではないかと思っております。

時間も少し差し迫っているかと思っておりますので、とりあえず説明の方は以上でございます。

○大室委員 先ほどの外務省さんの御説明とダブるところもあると思っておりますが、川本さん、ありますか。

○川本委員 1つだけ。御担当されていて、特に品目などで復旧・復興にすぐに役に立つようなものとか、御担当者レベルの感覚でいいので教えていただけますか。

○経済産業省（西脇通商交渉調整官） 一般論として申し上げますが、欧州側の要望と、復興の文脈での要望とが同時に出得る分野と而言えば、例えばこの医薬品、医療機器分野というのは、欧州側から繰り返し出ている要望分野であると共に、復興の文脈でも、国内から医療特区などとして、要望が出てきている分野であると理解しております。

医薬品、医療機器分野というものは、過去においても復興の文脈でも様々なそういった医療、特に医療機器開発とか医薬品開発みたいなところは、国内からもかなり要望の出ている分野だというふうに思っておりますので、そういう意味では正に事務局の方は、御整理されるのだと思うのですが、クロスする分野というのではないか、こういうふうに思っております。

○大室委員 深谷さん、ありますか。

○深谷委員 そもそも論になって恐縮なのですが、例えば今、おっしゃった医療とか医薬について復興の面からも要望の声が強いので何らかの規制の緩和や改訂が必要であるといったときに、中長期と短期の2つに分けられることができると思うのですが、それは時限立法的なものも含めて考えておられるのでしょうか。震災復興ということを念頭におきますと、中長期よりも短期になります。あるいは次世代にまでつなげるような中長期の改善をイメージされておられるのでしょうか。

○経済産業省（西脇通商交渉調整官） そこは後でまた別途、復興対策本部の方からお答

えがあるのだと思っておりますが、これも一般論として申し上げますと、今、ここで話がございます経済連携という文脈ではやはりひとつ中、長期ということになるのではないかとと思っておりますが、他方でまた復興に当たっての短期、中期、長期という考え方の整理というのはまた別途あるかと思しますので、その辺りはまた後で復興対策本部の方から説明いただいた後にお話があるかと思っております。

○大室委員 ありがとうございます。いろいろまだ議論が尽きないと思っておりますけれども、時間の関係もございますので次に移らせていただきたいと思います。

今の皆様方の御意見、それから御説明については当ワーキンググループにおいて今後の議論の参考にさせていただきたいと思っております。また、是非この場でいろいろ御意見を交わさせていただきたいということをお願い申し上げます。

外務省並びに経産省の皆様におかれましては、ここで御退席いただいても結構ですし、また拝聴していただいても結構です。今日はありがとうございました。

では、続きまして議題5の「内閣官房東日本大震災復興対策本部事務局からのヒアリング」に移らせていただきます。本年11月8日の分科会において決定された「規制・制度改革に関する分科会（第3クール）の進め方」において、「東日本大震災からの復旧・復興を支えるため、全国から被災地へのヒト・モノ・カネの動きを加速、全国ベースでの防災機能の強化に資するような規制・制度の見直しを検討する」とこととされております。その観点から本日は御担当の皆様、今般成立いたしました復興特区の内容等について御説明をいただきたいと思っております。

では青木さん、よろしく願いいたします。

○内閣官房（青木参事官） 御紹介いただきました東日本大震災復興対策本部事務局で復興特区の担当の参事官をしております青木でございます。今日は、こういう場を設けていただきましてありがとうございました。座って御説明させていただきます。

お手元に「東日本大震災復興特別区域法資料」と、こういった資料をお配りしておりますので、時間の関係がありますのでポイントだけかいつまみながら御説明してまいりたいと思っております。

今、御案内がありましたように、法律自体は12月7日に参議院の本会議で成立しまして、施行が26日を目標に今、関係の政省令とかそういったものの整備を進めているということでもあります。

中身の説明に入ります前に、若干経緯とかもお話ししますと、3月11日にあのように痛ましい大震災が起きたわけなのですが、発生して直後から、確か皮切りは私の記憶では兵庫県の井戸知事だったと思っております。当時、阪神・淡路大震災のときに、兵庫県はエンタープライズゾーンということで、規制の特例とか税の特例を組み合わせる強力に復興支援する制度というのを提言したのだと。ところが当時は一国二制度みたいな議論が非常にアレルギーを持って迎えられたのでそれは実現しなかったというような、そんなお話が皮切りだったと記憶しております。

その後、特区制度というのが構造改革特区でございますとか、あるいは総合特区制度というのができてまいりましたので、井戸さんから言わせれば政府としてもこういった特区制度というのをこれだけつくってきたのだから、今回の復興に当たっても特区という制度を使うべきだというような、こういった声が挙げられて、その後、各界の皆さん、わけても被災地の首長の方々からもそういった声が出て、私ども事務局の方で、復興構想会議というのも担当させていただいておりますけれども、その提言の中にも盛り込まれたりとか、あるいは与野党で復興基本法を策定いただいたときにもこの特区制度というのを早急に制度設計するよというよ、そういった条文も組み込まれたということでもあります。それで、これを復興特区制度として制度設計するときに、コンセプトというのがありまして、おめくりをいただいて、対象地域というのが書いてあるわけなのですけれども、今回の震災というのは非常に未曾有の被災だったと思っております、いわば前例とか既存の枠組みにとらわれない地域限定の思い切った措置をやるべきだと、地域限定ということになります。これが特区という名の一つの由来とも思いますけれども。

それからもう一つは、この地図を御覧いただいても容易に想像がつかますように、被害自体は、津波の被害というのが非常に大きく取り上げられておりますけれども、内陸部の地震の被害というのもこれはこれで通常の地震と比べて大変大きなものでありました。それから福島県においては、御覧のとおり原発の施設についての事故というのが大変複合的な被害をもたらしたとこういうこともありまして、被災の状況とか復興の取り組む方向性というのは様々だということもあるので、その地域、地域で、オーダーメイドで選択できるような仕組みが要るだろうということです。

それから公共団体さんの中には、ただでさえ非常に財政力、それから職員の数とかが不足していたところが多かったわけなのですが、今回の被災でそういったこともかなりダメージを受けておられるので、被災された公共団体の負担の軽減をする、そういった手続類についても、かなり意を用いたつもりでございます。

仕組みとしましては3ページに枠組みというのがありますので、簡単にまずこれで御説明します。まずこの特区が使えるエリアとして、かなり広いエリアと我々は思っておりますけれども、一定の被害が生じた区域ということで、先に成立をしております財特法というのがありますけれども、これの特定被災区域ということで、この地図で申し上げると赤いところ、222市町村の区域、こちらで特区のメニューが選び取れる仕組みということになっているわけであります。

大きく分けると、特例自体は3つのカテゴリーに分かれておりまして、下の方に進んでいただきますと、「復興推進計画の作成」と「復興整備計画の作成」と「復興交付金事業計画の作成」、3つあります。

まず復興推進計画というのは、従来の構造改革特区あるいは総合特区などで個別の規制だとか税の特例、これはオーバーライドするために国の認定という法律の特例を作るという意味では一番シンプルなやり方、これを踏襲した内閣総理大臣の認定によって効果が得

られる一つの 카테고리というものを形成してございます。それから今回、それに加えて新しく、後ほど簡単に説明させていただきますが、土地利用の再編を、かなり手続を簡略化してやるという特例を入れておまして、御案内のとおりそういったまちづくりの関係というのは、都市計画とかそういった分野はこれまでかなり分権が進んでいる分野でございます。そういったものに国が一律認定をはめるということは、ちょっと良くないのではないかとということで、今回少し工夫を施しまして、復興整備協議会というところに許認可権者が一堂に会して、そこに国の権限がかかるものが入ることもありますけれども、そこでワンストップで合意を形成したら許認可や手続を抜けるという仕組みをとったということです。

それから復興に関して使い勝手のよい交付金というの、ちょっと地域の要望がありましたので、こちら御案内のとおり補助金とかそういったもの、類似の改革がずっと積み重ねられておまして、国の関与はなるべく抑制的であるべきというこういった大きな流れがありましたので、こちらの方も計画は内閣総理大臣に提出していただくということでもって必要な交付金を交付する、こういった仕組みをとったということです。

それから、それぞれの仕組み、関係者、それからこの計画を作る時期も大体3つに大きく分かりますので、公共団体さんの御意見も聴いて使い勝手を考えた上で3つの計画ということコンセプトと打ち出しておりますが、ただ、現場でこれを1つにまとめるということももちろん、可能ということで、今、運用の方は進めようと思っているところでございます。

特例の概要につきまして、ざっと御説明させていただきたいと思っております。まず、復興推進計画の作成に伴って、どのような特例が効くかということについては、ページが飛んで大変恐縮なのですが、10ページ、11ページに個別の規制特例の一覧というものを掲げております。詳しい中身は12ページ以降に個別の説明の資料も付けておりますので、後ほど御覧いただければと思っておりますけれども、大きく分けると、今回被災された方の住宅を確保するというのが非常に重要な課題なのですが、公営住宅をこれから相当な規模で造らなければいけないと思っておまして、その際の入居者の資格要件の特例とか、そもそも公営住宅というのは払下げをするという仕組みがあるのですがこれの要件緩和であるとか、そういった特例がございます。

それから産業の活性化につきましては、後ほど御説明します税と併せて大変重要な課題というふうに思っておまして、例えば食料供給施設について優良農地での整備を可能とする特例ですとか、あるいは工場立地法の緑地規制の緩和ですとか、若干話題になりましたけれども、漁業権の特例等々のこういった産業関係の特例というものもできております。

先ほど少し話題に出たと思っておりますけれども、医療機器の製造販売業の許可基準というのがあります。これはまだ省令事項なので今、案文を厚労省さんとやり取りしているところではあるのですが、これは確か3年の経験を持っている人を雇用しなければいけないというのがあって、これがちょっと参入の障壁になっているのではないかとということ

があって、ここを緩和しようという内容でございます。

それからまちづくり関係についても土地利用の再編というのは後ほど大きくやりますけれども、個別の用途の特例ですとか、あるいはバスとか鉄道ルートの手続の特例、こういったものを入れております。

医療福祉関係もございまして、先ほど言いました医療の販売業ですとか、仮設の病院ですとか薬局、こういったものについての特例も、これも省令事項で今、まだやっているところなのですけれども、そういったものについても弾力的な運用をやろうというようなことであります。

補助金の転用の承認手続の特例ですとか、あるいは総合特区法のときにこういうのを入れたのですが、政省令で決める地方公共団体の事務というのが、国の政省令では基準とか決まっていたりとかするのですが、この3番ですけれども、それについては条例でもってその特例が適用できるという、この仕組みをこの復興特区についても入れていきます。

それから24ページに飛んでいただきたいのですが、これは衆議院の修正で入れた仕組みなのですが、国会の方でもこの規制の特例を実現するための関与を強める趣旨の修正がなされてございまして、内容といたしましては、左から2番目の箱に、国と地方の協議会というのがあります。これは規制の特例が、今、説明しましたようなラインナップで取りあえずスタートするのですが、恐らく実際に復興のプロジェクトを進めていくと、事前には予見し得なかったようなボトルネックが出たときに、この協議会でもって議論をしてスピーディに特例を作っていくと、こういう仕組みを入れているのですが、そこでの協議の状況というのを国会にまず報告義務を課すというのが1点です。

もう一つは、一番左の特定地方公共団体、これは被災公共団体と申していただければいいのですが、被災した公共団体が、国会に対して直接意見書が出せると。つまり、国の対応が非常に不真面目であるとか、被災地の立場に立っていないというようなケースがあった場合とかに、国会に対して直接アクションを起こせると、こういう仕組みを入れたらいい、我々としてもこういった制度があるわけですから、より地域の立場に立った改革をやっていくというようなことになるのかと思っております。

ちょっとページを戻っていただきまして、6ページです。これが2番目のカテゴリーでございます土地利用再編の特例でございます。

イメージ図をちょっと一番下に書かせていただきましたけれども、例えば宮城県の辺りが若干イメージが湧くかもしれませんが、海の近くで一応堤防はあって、住宅地と農地が混在しているところがあったと。そこに津波が来て壊滅的被害が起きたということで、もちろん、右の今、復興の取組の中で防波堤、防潮堤の整備はするのだけれども、やはり低いところに住むということは、なかなか厳しいという選択をされて、かさ上げをされた住宅地とか、あるいは高台に移転をするということで、住宅を集約しようというようなことが、多分、これからあちこちで行われることになると思います。絵で描くと大変簡単なのですが、例えば新しく住宅地になるところが、農振農用地とかになっておりますと、まず

農用地を解除しなければならない、それから調整地域になっていますから、これを市街化区域に編入しなければいけない。その上で農転許可を取らなければならない、こういったことになるわけなのですが、今回、そのこのところをなるべくスピーディにやろうということで、大きく分けると3つの柱に分けられると思います。

1つは①ですがゾーニングを変えなくても個別に開発行為とか農転の許可というのを出せる仕組みというのを設けることにいたしました。従来の、先ほど言いましたように農用地を解除したりとかということをやらずに、先ほど言いました協議会の中で権限のある者が話し合いをして、これはもう問題ないということだったら、ゾーニングを変える手間を省いて個別の事業が走ることができるという仕組みです。

そういった手続を進める、それから事後的にはやはりきちんとしたゾーニングをやり直す必要があると思っていて、そのときにも従来の各省の世界でそれぞれやるということではなくて、ワンストップで協議をすれば計画も決められるという仕組みをつくるというのが②です。

③はどちらかというと事業手法として、新しいタイプの住宅と農地を区画整理プラス農業の基盤整備ができるようなこういう新しい事業を入れたりとか、あるいは原則調整区域で区画整理できなかったところを実施可能にするとか、こういった仕組みを入れてございます。

それから駆け足ですが、次の7ページです。これは、税制の特例ということでありまして、これはやはり今回被災地で雇用をこれからいかにつくっていくかという大変重要な課題なものですから、かなり前例にとらわれない思い切った措置を入れたつもりでございます。具体的には、1つ目は「特別償却／税額控除」ということで、特別償却の機械装置については当初の3年間ありますが、即時償却100%の償却ができる仕組みということを入れておきまして、欠損金ですと7年繰越しが効きますので、若干の黒字が出た場合でもこれが消せるということで効果があるのかなど。それから選択適用ですけれども、税額控除も15%、8%ということで、これも一応税の体系では最高水準の措置をしております。それからその下の「法人税特別控除」と「新規立地促進税制」、これは全く新しいタイプの税として今回、導入させていただきました。

まず法人税の特別控除ですが、これは被災者と書いてありますが、これは3月11日に被災地に住んでいた、もしくは働いていたという非常に広い捉え方です。その方々にお支払いいただいている給料の10%を税額控除しましょうという仕組みでございます。これは、既存事業であれ新規事業者であれ、それは問わないということでもあります。

それから、新規立地促進税制というのは、被災地に新しく法人を立ち上げていただいた場合に、再投資等準備金という制度を今回、会計上のテクニックでつくりまして、5年間出てきた黒字をそこに入れば、損金算入で消せるということになります。そのため込んだ準備金を取り崩すときに益金で課税されるのですが、これがその地域で再投資していただければ、それも即時償却ということで損金の方に持っていけるというそういう仕組みで

す。

加えて、研究開発税制についても、やはりなかなかものづくりだけではなくて、研究開発をやりたいと、医療のトップで研究開発をやりたいと、そういった声も各県から挙がっておりますので、研究用資産についての償却の特例ですとか、あるいは赤字企業に効くということで、公共団体の方で自ら固定資産税とかの免除をした場合に補てんする仕組み、それから住宅の特例、こういったものを入れさせていただいたところです。

最後に、交付金ということでございますが、ちょっと規制には余り関係ないかもしれませんが、ざっと御説明しますと、現在各省で持っているハード事業の復興のための予算というのがあるのですが、この5省40事業を全部ワンストップで計画を作っていたら、間もなくできる復興庁の方に出していただければ、そこの方で配分とかもワンストップでやりますというのが1点目の特徴です。

それに加えて、ハード事業、「基幹事業」と呼んでいるのですが、その35%は効果促進事業ということで、自由に使えるお金として措置しますよということで、復興に当たっているいろいろな隙間で必要なお金というのをここで対応しましょうということでございます。

それから次のページですが、地方負担が非常に厳しいところが多いものですから、そもそも国費率を上げておいて、かつ、裏負担分の交付税の加算も借金をしていただいて起債は後でという、後で償還経費の面倒を見るのではなくて、真水で三次補正でお渡しをするということで、100%国費でこういった事業ができるというような仕組みも入れさせていただいたというような仕組みでございます。

大体以上が復興特区の仕組みでございますけれども、先ほど申し上げたように、これから復興をやっていく中で、いろいろなボトルネックが出てくると思いますので、それが被災地から出てくれば、先ほど言いました国と地方の協議会でスピーディにやっていくというふうなことになるだろうと思っています。

そのアウトプットとしては恐らく特区のような形でやるものも当然出てくると思っていますけれども、場合によってはこの際全国的に規制の特例を作りましょうというようなことも一応アウトプットとしてあり得るのかなというようなことを考えておきまして、こちらの規制改革の事務局さんともいろいろ情報交換をしながら、より被災地のためになるような仕組みというものを、法律ができたから終わりということではなく、つくっていかうとこんなことで考えております。

簡単ですが、以上です。

○大室委員 ありがとうございます。それでは復興特区の説明を頂きましたが、御意見、あるいは質問等ございましたらお受けしたいと思っております。

○内閣官房（青木参事官） 先ほど御質問いただいた件で言い漏らしまして、この復興特区法自体は時限立法ではございません。一応、政府としては恒久法でございまして、5年後に必要な見直しを行うという見直し条項を入れております。一旦、例えばある法律の特例でそこで一定の法律関係が形成された場合に、それが切られてしまうと非常に混乱する

ものですから、その法律の効果自体は基本的には継続すると。ただ、税の特例とかについては復興集中期間5年間ということもあるものですから、おおむね5年間の措置の対象ということで、5年後に恐らく何らかの見直しという、そういう格好になるのかなというふうに思っています。

済みません、ちょっと言い漏らしました。

○大室委員 これは、恒久法ということで、そうするとここでの規制緩和や何か内容的に優れているとか、役に立った措置は、全国的に波及させるという動きになるのですか。

○内閣官房（青木参事官） それはおっしゃるとおりでして、まずは被災地の特例として設定しております。それで、構造改革特区というのは全国展開というのを旨にした制度なのですが、今回はどちらかと言えばやはり被災地の復興を第一義にということなので、当然に全国展開ということではないと思いますけれども、恐らく被災地の状況で見ていった場合にこれは全国対応してもいいのではないかという議論が出てくれば、それはまた政府の中でも議論しますし、あるいは国会でも御議論いただいて、必要な対応をしていくということになるのかなと思います。

○大室委員 他に御意見ございますか。

では、川本さんありますか。

○川本委員 このワーキンググループは経済連携と復旧・復興を同時に扱っているのですが、その観点からお聞きするのですけれども、先ほどの被災地における医療器具の話以外に経済連携と関わるようなもので何か思いつかれるようなものというのは、担当者レベルで構わないので教えてください。

○内閣官房（青木参事官） この仕組みをつくる前に被災公共団体の方々から一応要望を募らせていただいたのです。当時は、まだ瓦れきも片付かないような状況だったので、要望を出すこと自体も大変難しかった状況とは思いますが、私の記憶ではその中で先ほど言いました医療関係で産業拠点をこれから作るという構想の中で、海外の研究者の方が入国とかで入りやすいような、そのような要望が出てきていた記憶があります。

ただ、なかなかあいつたものというのは、いわゆる特区としての特例というのにちょっとなじみづらい、例えばある空港だけとかそこだけに何かやるというのはもう予想されたとおりで、なかなかうまくいかないのがこれはまた別の議論かと。

また法務省さんの方がポイント制ということで大分突っ込んだ実績もあるので、取りあえずそれを見守ることになるのかというような、当時そういう整理をしておりました。

○大室委員 他にございますか。深谷さん、ありますか。

○深谷委員 いえ、特にございません。

○大室委員 では時間も迫ってきております。意見がまだまだたくさんあると思いますが、今日は御説明を伺うという形で、次回までに我々委員も勉強し、深読みした上で臨んでいきたいと思っております。今後ともこの会に御参加いただいて、御意見を交わさせていただきたいと思っております。

今日はどうもありがとうございました。

それでは残りの時間は3人しかいませんが、今後の進め方並びに本日の議題以外でも何か御意見があればお示しいただきたいと思います。特に進め方、それから今日の話で、総論的な話はありませんでしたが、今後、具体的な話を、どのように整理していくかが課題だと思いますので、ここで御意見を伺わせていただきたいと思います。

今後の日程について、先に説明していただけますか。

○小村参事官 大体1月については中旬ぐらいでちょっと日程調整をさせていただきたいと思っています。引き続きここはちょっとヒアリングを中心には入れますが、進め方については今日もう少し具体的にというお話がありましたので、少しずつ整理をしていきたいと思っています。

正直申しまして悩んでいますところが、ある程度個別の項目はかなり細かいものですから、分野を絞った中でその分野を推し進めていくというやり方もあると思いますし、そうは言いながらもある程度改革の具体的な事項をやはり最後まで押して変えていくということと両方あるかと思ひまして、ちょっとヒアリングの議論も踏まえながら、どの分野でどういった細かさになり、どういう進め方が適しているのかというのを少し事務局でも重ねて勉強させていただきたいというふうに思ひまして、それを1月の日程、2月の日程でヒアリングと並行しながらちょっと整理をして進めてさせていただければと思っています。

○大室委員 ヒアリングはあと、予定しているのはどういうところが残っているのでしょうか。

○小村参事官 事業者として海外から物をいろいろ動かされている事業者さんからの御要望を聴くとか、あとは当該規制そのものの担当省にその次のステップでは進んでいくということを予定しております。

ですから、ある程度、もちろん進め方と分野、項目とのセットで考えていかなければなりませんので、より具体的にという面は、今日の御議論を踏まえまして、きちっと進行して行きたいと思っています。

○川本委員 済みません、お願いなのですが、外務省も経済産業省も来てくれるわけじゃないですか。我々の位置付けがどうで、どういうふうに役に立てるのかとか、どういうふうに物事を進めていけるのかということを中心に設計した上でヒアリングをしていただきたいと思っています。そうしないとせっかく皆さん忙しいのに来てくださって、何かお勉強で終わりというのは余りにももったいない。これは事務局がもう少し準備していただけたらと思います。

○小村参事官 分かりました。以後、対応いたします。

○大室委員 今の川本さんのお話のとおり、せっかく時間をかけて議論するので、少し準備をした上でこういう場に臨みたいと思います。是非、御協力をお願いいたします。

他にございますか。なければ今回のワーキンググループの第1回目をこれで終わらせて

いただきたいと思います。先ほど小村参事官の方からありましたように、1月の中旬に第2回目を予定しておりますので、事務局から事前に議論を含めて、我々の立場を含めてはつきりさせた上で次回のヒアリングに臨んでいきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

では、これで会議を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。